

編集発行人

株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
株式会社FPシミュレーション 代表取締役・税理士 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

△小規模宅地の更正の請求

3年超でも分割見込み後4カ月以内ならOK

Q: この度、父が亡くなりましたが、遺産分割について訴訟をしています。相続税は分割ができていないので、小規模宅地の税額軽減の適用を受けず申告期限までに申告納税しました。訴訟が解決すれば、軽減特例を受けるための更正の請求はできますか。

A: 相続税での土地の評価をする場合、一定の要件に該当する小規模宅地等については減額措置があります。この小規模宅地等の特例の適用を受けるためには、相続税の申告書の提出期限までに宅地等の分割ができることが前提となっています。

遺産分割でトラブルが生じ、申告期限までに分割ができていない場合は、軽減特例を適用しない状態でいったん申告納税し、その後遺産分割が整ってから同特例を適用して計算をやり直し更正の請求を行うことになります。

この更正の請求が認められる期間は、原則として申告期限から3年以内とされています。

しかし、この期間内に相続や遺贈について訴訟が提起されているなどの止むを得ない事情がある場合には、分割の見込みがついた日の翌日から4カ月以内であれば更正の請求が認められます。この場合、未分割であることについて税務署長に届け出て承認を受けることも必要となります。

分割の見込みの日とは、判決の確定や訴えの取下げ、和解や調停の成立、審判の確定、さらにこれらの取下げ等々が行われた日と判断されることになります。

